

京大病院 リスクマネージャーのみなさま、こんにちは。
医療安全管理室では、そのときの社会のタイムリーな話題を紹介しながら、リスクや安全に関する用語をご紹介します。
今回は、**違法薬物問題**を取り上げます。

10～11月は「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」期間

薬物乱用が若者の間で広まっており、本院に救急外来に、薬物乱用で錯乱状態になった若者が、運び込まれることがあります。
違法薬物は、次々と販売されています。販売時には、違法薬物に指定されていないために、堂々と通販で購入することもできます。
令和5年10月1日～11月30日の2か月間は、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」が実施され、薬物乱用に関する知識を広める期間とされています。ところで、私たち医療者は、薬物乱用の事例に遭遇したとき、どうしたらよいのか。今回、知識を整理してみましょう。

警察から、証拠品を押収したいと言われたら？

あなたは医師で、救急外来に救急搬送されてきた若い男性を診察しているところだとしましょう。搬送されてきた男性は、支離滅裂な言葉を発して、コミュニケーションが成立しない状況です。付き添ってきた友人に状況を確認すると、水タバコを大手通販サイトで購入し、一緒に吸っていたとのこと。友人は、水タバコを箱ごと持ってきました。友人は、違法かもしれない、とは全く思ってもいないようです。
救急科には警察も来て、水タバコは違法薬物のおそれがあり、証拠として押収したいと言いました。しかし、あなたは、患者の持ち物だから、断りなく渡してはいけな思考えました。患者は今、錯乱状態だから、明日になって、落ち着いてから、警察が来たことを伝え、同意を得てから、証拠として渡すように努力して説得しますので、いまは、お帰りください、として警察に帰ってもらいました。

警察による押収への対応

刑事訴訟法上、捜査機関の行う「押収」（同法 222 条 1 項参照）には、差押え（同法 99 条 1 項）と領置（同法 101 条）があります。前者は、強制的に物の占有を取得する処分であるため差押え令状が必要です。後者は、所有者等の任意提出物の占有を取得する処分であるため、所有者本人の同意が必要です。

この例では、警察から令状が提示されていませんので、**領置**を求めたものと考えます。領置では、所有者本人の同意が必要になりますので、本人に無断で引き渡すことはできないとした対応は適切です。

警察に通報する義務は？

違法薬物の使用を警察に通報するか否かについては、医師の裁量が認められています。法令上、告発義務はありません。また、通報することは、医療者が、患者との関係を悪化させることにもつながります。一方で、依存症の患者が危険行動に至り、被害者を生み出すかもしれない状況を懸念するならば、通報するということも考えられます。

で、警察には通報する？ 通報しない？

違った場面を考えてみましょう。

あなたは精神科の医師だとしましょう。あるいは、臨床心理士だとしましょう。患者やクライアントから、実は、麻薬を使っているという告白を受けました。どうしたらよいか悩みますね。

この場面では、治療を求めて来院した患者に対して、医療者は、患者の願い（＝治療を受けたい）に沿って対応するのが原則だと思います。そのためには、**通報すべきでない**、という原則が成立します。

薬物依存症への取り組み

薬物依存症への取り組みとして、「ダメ！絶対！」のようなポスターを見かけますね。ダメというと、正直に話してはいけな、という気持ちになります。インシデント報告と同じです。インシデントを起こしてはいけな、と言われると、報告すると怒られるのではない、自分がこんなことをしたとわかと恥ずかしい、と感じ、報告しなくなります。インシデントと同一視はできませんが、薬物依存も、なぜ、依存症に至るのか、背景を知ることや、社会的に孤立している依存症の人が、孤立しないように社会の側が変わることも必要だと思います。少なくとも、医療者の倫理としては、患者を治療するためには、どうすればよいか、という観点で考えることはヒントになることでしょう。薬物依存の取り組みへの姿勢は、きわめて倫理的な問題であり、とても難しいですね。

* 今回は、「**違法薬物問題**」について、お伝えしました *